

令和4年9月15日

記者発表配付資料

- 令和4年9月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和4年9月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和4年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和4年9月補正予算（案）の概要

令和4年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 45件

令和4年度補正予算 ----- 3件
条例その他議案 ----- 19件
報告議案 ----- 23件

1 令和4年度補正予算 ----- 3件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	18,738,531千円	504,964,593千円
特別会計	103,386千円	286,764,627千円
企業会計		債務負担行為の追加

2 条例その他議案 ----- 19件

条例議案 ----- 11件
その他議案 ----- 8件

3 報告議案 ----- 23件

決算報告 ----- 23件

令和4年9月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 4 号 高知県個人情報保護に関する法律施行条例議案
- 第 5 号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 第 6 号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案
- 第 7 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 16 号 県有財産（港湾荷役機械）の取得に関する議案
- 第 17 号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 県道本川大杉線（上吉野川橋）橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金（仁淀川河口大橋）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 22 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算

- 報第 6 号 令和 3 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 令和 3 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 令和 3 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 令和 3 年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 10 号 令和 3 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第 11 号 令和 3 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第 12 号 令和 3 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 13 号 令和 3 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 14 号 令和 3 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 15 号 令和 3 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 16 号 令和 3 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 17 号 令和 3 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 18 号 令和 3 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 19 号 令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第 20 号 令和 3 年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第 21 号 令和 3 年度高知県電気事業会計決算
- 報第 22 号 令和 3 年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第 23 号 令和 3 年度高知県病院事業会計決算

令和4年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 4 号 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案

(法務文書課)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等を考慮し、同法を施行するため、同法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めようとするもの

第 5 号 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案

(行政管理課)

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第85号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等がされたことを考慮し、一定の年齢に達した職員が勤務時間の一部について勤務しないことができる高齢者部分休業の制度を設けることとするとともに、高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするもの

第 6 号 高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例議案

(自然共生課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき四国カルスト県立自然公園に設置する公園施設の管理を指定管理者に行わせることとするとともに、利用料金の制度を導入する等当該公園施設の管理に関する事項を定めようとするもの

第 7 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、人事課、職員厚生課、県立病院課、教職員・福利課、警務課)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳に達した職員の給与の特例等について定めるほか、関係条例について規定の整備をしようとするもの

第 8 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

(職員厚生課)

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける非常勤職員等の退職手当に係る国の通知が一部改正されたことを考慮し、退職手当の支給対象となっている一定の要件を満たす非常勤職員について、退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算に係る要件を緩和しようとするもの

第 9 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案

(国民健康保険課)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第154号）の施行により国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 10 号 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

国が定めた公衆浴場における衛生等管理要領が一部改正されたことを考慮し、公衆浴場におけるレジオネラ症の発生防止のための構造設備等の措置の基準を強化するとともに、男女の混浴制限年齢の目安を見直す等必要な改正をしようとするもの

第 11 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

国が定めた旅館業における衛生等管理要領が一部改正されたことを考慮し、旅館業におけるレジオネラ症の発生防止のための施設の構造設備の基準及び衛生措置の基準を強化する等必要な改正をしようとするもの

第 12 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

(地域福祉政策課)

3年間の任期が終了し、令和4年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めようとするもの

第 13 号 高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例議案

(子育て支援課)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 14 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案

(都市計画課)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行による都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正並びに都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第337号）の施行による都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正等により、災害危険区域等からの移転の目的で行う市街化調整区域内における開発行為について開発許可をすることができる基準が追加されたこと等を考慮し、当該基準の整備を行うこととし、併せて同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 15 号 高知県が当事者である和解に関する議案

(監察課)

高知地方裁判所に係属中である 及び県を当事者とする
損害賠償請求事件について、同裁判所から令和4年6月30日に和解の勧告があり、検討した結果、提示された解決金の額は妥当なものであり、県においても早期に事件の解決を図ることが望ましいと認められるので、同裁判所の和解案どおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 16 号 県有財産（港湾荷役機械）の取得に関する議案

(港湾・海岸課)

高知港に配備する港湾荷役機械を予定金額71,170,000円で、高知市仲田町10番16号ロジスネクスト四国株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

取得する港湾荷役機械

(1) 種類及び数量

リーチスタッカ 一式

(2) 車種名

MR4531-3

(3) 製造者名

三菱ロジスネクスト株式会社

第 17 号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道441号防災・安全交付金工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
国道441号防災・安全交付金工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
715,000,000円
- (4) 契約の相手方
四万十市渡川一丁目10番25号
植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
令和8年1月31日

第 18 号 県道本川大杉線（上吉野川橋）橋梁修繕工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

県道本川大杉線（上吉野川橋）橋梁修繕工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
県道本川大杉線（上吉野川橋）橋梁修繕工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,364,000,000円
- (4) 契約の相手方
高知市日の出町2番12号
四国開発・大勝特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
令和6年3月17日

第 19 号 県道須崎仁ノ線防災・安全交付金（仁淀川河口大橋）工事請負契約の締結に関する議案

（土木政策課）

県道須崎仁ノ線防災・安全交付金（仁淀川河口大橋）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1）工事名
県道須崎仁ノ線防災・安全交付金（仁淀川河口大橋）工事
- （2）契約の方法
一般競争入札
- （3）契約金額
528,000,000円
- （4）契約の相手方
高知市池1402番地
株式会社清水新星
- （5）完成期限
令和6年3月17日

第 20 号 春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事請負契約の締結に関する議案

（河川課）

春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1）工事名
春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事
- （2）契約の方法
一般競争入札
- （3）契約金額
3,901,700,000円
- （4）契約の相手方
香川県高松市木太町3027番地1
熊谷・須工ときわ・伊与田特定建設工事共同企業体
- （5）完成期限
令和9年3月7日

第 21 号 令和3年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和3年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 22 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和3年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号～報第 19 号 令和3年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第 20 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計決算

(公園下水道課)

報第 21 号 令和3年度高知県電気事業会計決算

(電気工水課)

報第 22 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計決算

(電気工水課)

報第 23 号 令和3年度高知県病院事業会計決算

(県立病院課)

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案について R4. 9 法務文書課

1 個人情報の保護に関する法律令和3年改正の趣旨

- 【背景】**
 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」との両立が要請されており、
- データ流通の支障が生じないよう団体ごとの個人情報保護制度に相違を生じさせない
 - 全ての団体で一定の個人情報保護の水準を満たす必要がある
-
- 改正前個人情報保護法※1、行政機関個人情報保護法※2及び独立行政法人等個人情報保護法※3の3本の法律を「個人情報の保護に関する法律（以下「法」）」に統合
※1 民間事業者、※2 国の行政機関、※3 独立行政法人等が対象
 - 条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、法で全国的な共通ルールを規定
 - ▶高知県個人情報保護条例を廃止。新たに、法で委任された内容を定める高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」）を制定

2 改正後の法と法施行条例の主な内容

◆共通ルール

・基本的に、国も地方公共団体も、法で定める定義を使用し、旧行政機関個人情報保護法の規定の解釈運用を考慮しながら、法を運用する。

◆個人情報ファイル及び行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」）関係（法第74・75条、法109～123条）

法の概要	施行条例
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル※1に記載された個人情報の本人の数が1,000人以上の場合、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務化 ・匿名加工情報※2の利用に関する提案募集制度の導入。事業者から提案があった場合、審査の上、利用契約を締結して手数料を納付させ、匿名加工情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工情報の利用に係る手数料を規定(第8条)

※1個人情報ファイルとは、職員が職務上作成又は取得した個人情報であって、組織的に利用するために行政組織が保有するものを一定の方法で検索できるような体系的に構成された情報の集合物

※2匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人を復元できないようにした情報

◆開示、訂正及び利用停止関係(法第76～108条)

・地方公共団体の情報公開条例との整合性を確保しつつ、一部、独自で条例に規定することが可能

法の概要	施行条例
<ul style="list-style-type: none"> ・開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に実施 ・地方公共団体の機関に開示請求をする者は、実費の範囲内で条例で定める額の手数を納入 	<ul style="list-style-type: none"> ・県情報公開条例に合わせて15日以内に短縮(第5条) ・開示請求に係る手数料は徴収せず、写し等の交付の費用を徴収(第7条、別表)

◆その他

法の概要	施行条例
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適性な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことができる(法第129条) ・地方公共団体において審査請求があったときの諮問先の機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関とする(法第105条第3項) ・その他(条例で定めることが許容される事項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県個人情報保護審議会を設置(第9条) ・審査請求に伴う諮問は、県行政不服審査会に行う(第10条) ・年1回、個人情報保護の運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法で公表(第16条) ・施行条例との整合性を図るため県情報公開条例の一部を改正(附則第11項)

3 施行日 令和5年4月1日

高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例制定について

自然公園施設整備の経過

- 昭和63年 四国カルスト県立自然公園天狗園地環境省「ふるさと自然公園国民休養地」指定
- 平成元年 天狗園地整備開始(～平成4年度)
- 平成2年 東津野村(現・津野町)維持管理受託
- 平成5年 天狗園地整備完了(下表参照)
- 平成29年 天狗高原・四万十源流点活性化プロジェクトチーム会発足。県立自然公園施設の再整備検討開始
- 令和2年 3月、四国カルスト県立自然公園整備基本構想策定(津野町)県立公園施設の再整備開始。
- 令和3年 7月、天狗荘リニューアルオープン
- 令和3年 カルスト学習館(カルストテラス)の再整備着手(令和4年3月完成)
- 令和4年 カルストキャンプ場再整備着手

主な整備施設一覧

※太字①、③～⑥、⑧～⑩、⑫が右の条例の対象施設

施設名称	改修前	改修後
① 駐車場	1式	1式
② 展望施設	1棟	1棟
③ 屋外トイレ(改築)	1棟	1棟
④ バンガロ-[キャビン]	5棟	6棟
⑤ テントサイト[テングロー]	12基	7基
⑥ 炊事棟(改築) ※ミニキッチン	1棟	1棟
⑦ 探勝歩道	1式	1式
⑧ ビジターセンター[カルストテラス]	1棟	1棟
⑨ ビジターセンター駐車場	1式	1式
⑩ 野外ステージ	1台	1台
⑪ あずま屋	1棟	1棟
⑫ 屋外トイレ(改築)	1棟	1棟
⑬ 休憩所	1棟	1棟
⑭ 自然探勝路	1式	1式

再整備の基本方針

天狗荘のリニューアルに合わせて、老朽化した県有施設の再整備の目標や方向性を県と津野町で共有。公園施設に新型コロナウイルス感染症対策やバリアフリー化を施して、利用者が安心して自然を楽しむことができる改修等を行うことで、地域振興・観光振興にも寄与するウィズコロナ時代の新しい自然公園を目指す。



主な施設の再整備概要

自然体験区(自然を体験できる区域)

- バリアフリーキャビンの新設
- 炊事棟の改築(ミニキッチン増設等)
- 屋外トイレの改築(バリアフリー対応)

宿泊施設区・第1休養園地区(四季を通じて多目的利用ができる区域)

- カルストテラスのワークブース設置
- 非接触型展示設備の導入(感染防止策)
- 屋外トイレの改築(バリアフリー対応)

自然探勝区(雄大な草原を楽しめる区域)

- 自然探勝路の一部バリアフリー化



設置及び管理に関する条例の構成及びポイント

高知県自然公園条例の理念を踏まえ、指定管理者制度導入の既存県立施設を参考に構成。

設置目的

【第1条】

四国カルストの優れた自然の風景地である自然公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園をいう。以下同じ。)として、高知県立自然公園条例(昭和33年高知県条例第5号)第5条第1項の規定により指定された四国カルスト県立自然公園を核に、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することとし、併せて地域と連携して自然公園における交流を促進することにより、地域振興及び観光振興に貢献するため、四国カルスト県立自然公園公園施設(以下「公園施設」という。)を高岡郡津野町に設置する。

施設の管理運営

【第2条】

知事が指定する指定管理者に行わせる。

休園日等

【第3条】

ビジターセンター・キャンプ場利用に設定。
休園日:年末年始(12月29日～1月3日)

施設等の料金

【第14条・第17条】

施設名	単位	区分	基準額
ビジターセンター	1㎡	露店等	120円/日
		興行	120円/日
		催し等	120円/日
		工作物等	120円/日
キャンプ場、駐車場	1㎡	露店等	120円/日
		興行	120円/日
		催し等	120円/日
		工作物等	120円/日

※上の表を基準額として、基準額に消費税額を加算した額の50～200%の範囲で知事の事前承認により指定管理者が設定する。指定管理者以外の事業者によるフードトラックやトレイルランニング等のイベントへの施設の貸出に対応。

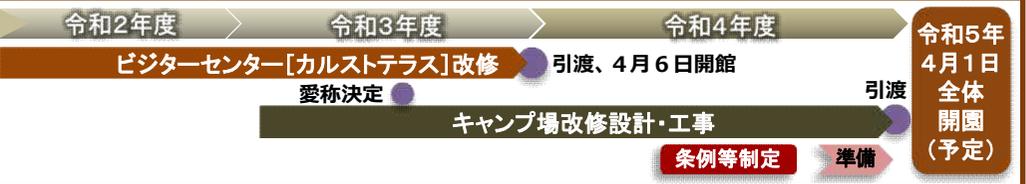
有料施設の料金

【第14条・第17条】

施設名	単位	基準額
レクチャールーム	1室	800円/時間
ワークブース	1区画	250円/時間
野外ステージ	全面	7,500円/午前
		12,500円/午後 時間外2,500円/時間
キャビン1	1室	10,000円/日
キャビン2	1室	11,000円/日
キャビン3	1室	12,000円/日
テングロー1	1区画	1,000円/日
テングロー2	1区画	2,000円/日
テングロー3	1区画	4,000円/日
ミニキッチン	1区画	1,000円/回

※上の表を基準額として、基準額に消費税額を加算した額の50～200%の範囲で知事の事前承認により指定管理者が設定する。

リニューアルオープンのスケジュール



施行日 : 規則で定める日

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

改正理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や、定年前再任用短時間勤務制の導入など所要の改正を行うもの（国家公務員と同様の措置）。

主な内容

施行期日：令和5年4月1日（情報提供・意思確認制度のみ公布日施行）

1. 定年の段階的引上げ

- ・現行の60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

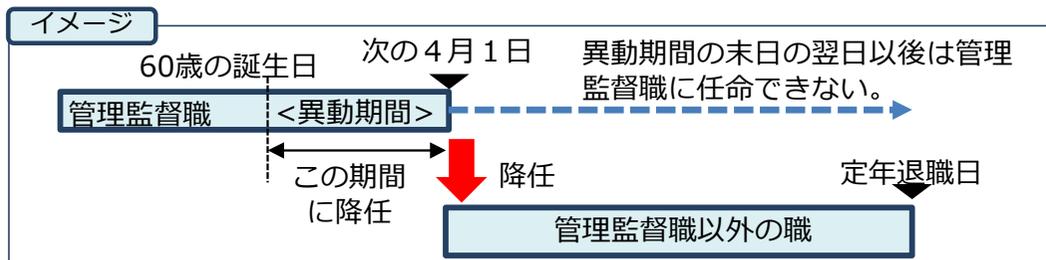
年度	R4現在	R5～6	R7～8	R9～10	R11～12	R13
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- ・組織の新陳代謝を促進し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳到達後、最初の4月1日までに管理監督職以外の職へ降任する。

※管理監督職：管理職手当を支給される職員の職など

※職務遂行上の特別の事情がある場合は、特例的に降任させないことが可能

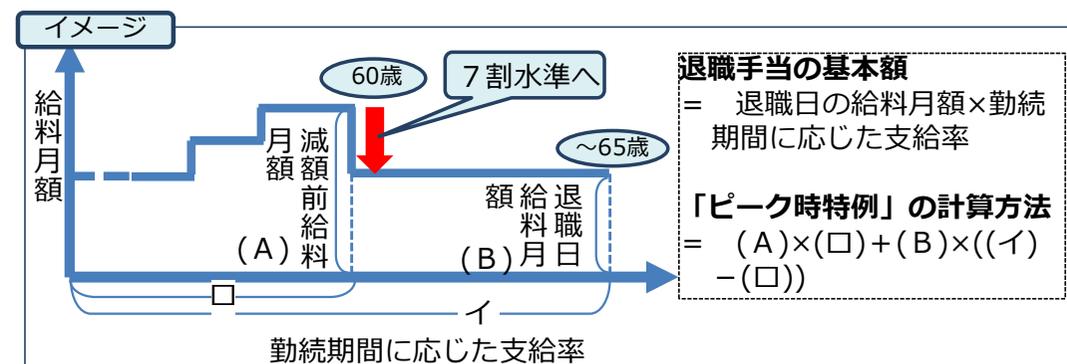


3. 60歳に達した職員の給与

- ・職員の給料月額、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料月額の7割とする。
（役職定年により降任した職員の給料は、降任前の給料月額7割を確保）

4. 退職手当

- ・職員が60歳に達した日以後、定年前に非違なく退職した場合は、定年退職として退職手当を算定。
- ・給料の7割措置により退職手当額が不利にならないよう「ピーク時特例」を適用



5. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・職員が短時間勤務を希望する場合に、60歳に達した日以後定年前にいったん退職した上で短時間勤務の職に採用することができる制度を導入（任期は定年退職相当日まで）。
- ※現行の再任用制度と同様の仕組み

6. 情報提供・意思確認制度の新設

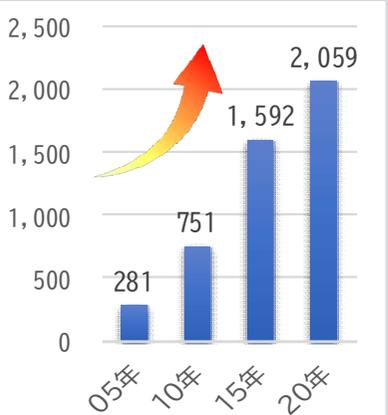
- ・職員が60歳に達する前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。

※現行定年が65歳である医師等については1～4、6のいずれも対象外

- 高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

背景

全国のレジオネラ症発生の推移



全国

- 全国的にレジオネラ症の発生件数は増加傾向にあり、入浴施設を原因とする死亡事例も報告。
- 入浴施設の適切な衛生管理が行えていなければ、患者発生や死亡事故につながるリスクがある。

→【厚生労働省】(R1.9.19)
公衆浴場(旅館業)における衛生等管理要領の改正

高知県

- 近年の患者発生数は10件未満で推移(死亡者はゼロ)。一方、入浴施設では、レジオネラ属菌検出件数が年々増加。

レジオネラ症

*入浴施設等において、レジオネラ属菌を含む細かい水しぶきを吸入することで発症。

<症状>

- ・レジオネラ肺炎
→ 高熱、意識障害等を発症
→ 重症化で死に至る場合も
致死率:治療者5~30%
無治療者40~80%
- ・ポンティアック熱
→ かぜに似た症状

目的

公衆浴場、旅館・ホテル等の入浴施設利用者の安全・安心の確保

- 国の技術的助言を踏まえた規制強化等を行うことで、入浴施設におけるレジオネラ属菌検出を抑え、レジオネラ症の発生を防止
- 混浴禁止年齢を改正し、利用者が安心して入浴できる環境を確保

改正のポイント

1 ハード面(構造基準)の規制強化

国の要領改正に合わせて、レジオネラ症防止に対応した新基準に改正。※新設又は新基準適用設備の更新時に適用

2 ソフト面(衛生措置)の規制強化

ハード面と同様に、レジオネラ症防止に対応した新基準に改正。※既存施設にも一律適用

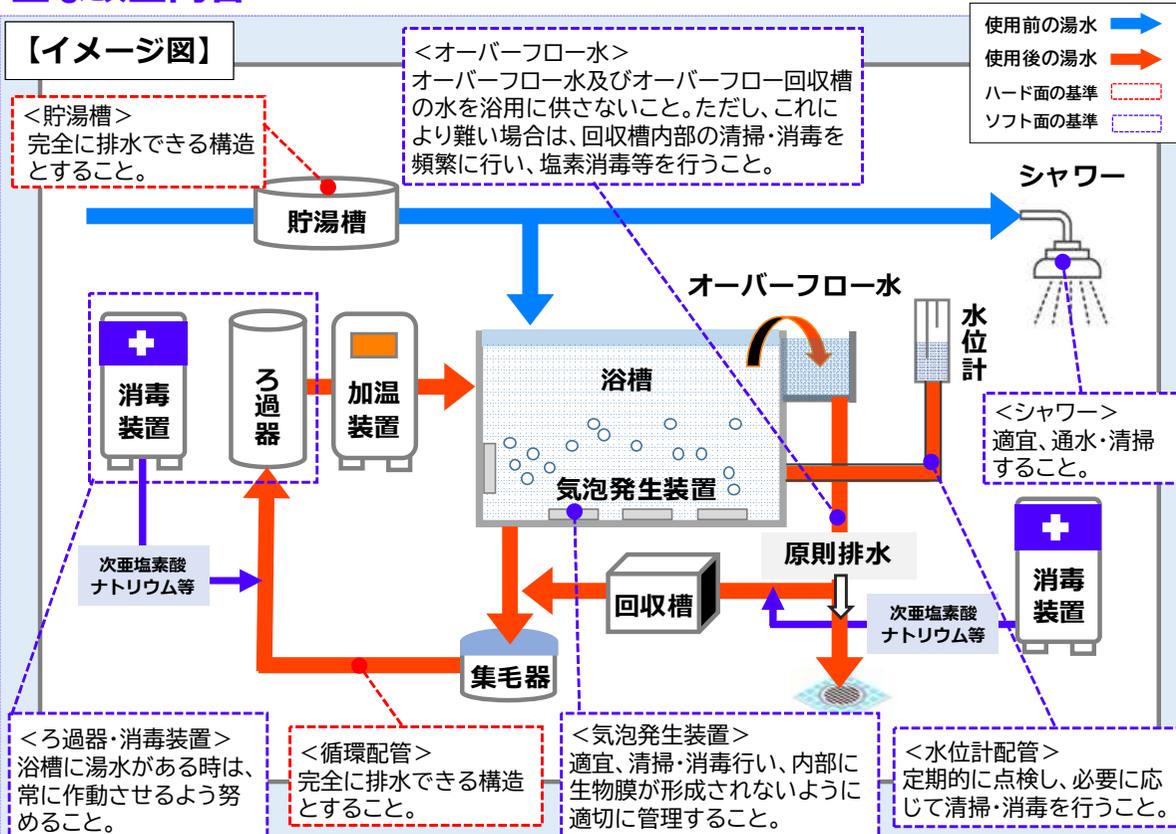
3 低リスク施設の規制緩和

旅館・ホテル等の個室風呂等、水道水を使用し、宿泊客毎に換水・清掃する浴槽については、塩素消毒・水質検査の義務免除。

4 混浴禁止年齢の引き下げ

10歳 → おおむね7歳 に引き下げ。
※公衆浴場に限り。(旅館業施設は当該規定に準ずるよう行政指導)

主な改正内容



R1.9.19国要領改正→ハード・ソフトの規制強化、R2.12.10国要領改正→混浴禁止年齢引き下げ

条例施行日：令和5年4月1日

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案について

令和4年9月
地域福祉政策課

1 条例改正の趣旨

民生委員の定数は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定により、市町村長の意見を聴いた上で、厚生労働大臣の定める基準を参酌して市町村の区域ごとに都道府県の条例で定めることとされている。

現行の定数は、令和元年12月に行った民生委員の一斉改選を機に条例を改正し、定めたものであるが、その後の人口変動の状況等により、民生委員の区割りの見直し等が必要となっている地域が生じている。

今回の条例改正は、市町村の意向を踏まえ、より効果的な民生委員活動を行うことが可能となるよう、本年12月に予定している民生委員の一斉改選に合わせて、必要な定数の見直しを行おうとするものである。

※ 民生委員の任期は3年

2 定数改正の内容

市町村名	新定数	現行定数	市町村名	新定数	現行定数
(1) 室戸市	77人	77人	(18) 本山町	26人	26人
(2) 安芸市	80人	80人	(19) 大豊町	51人	51人
(3) 南国市	134人(1)	133人	(20) 土佐町	30人	30人
(4) 土佐市	88人	88人	(21) 大川村	8人	8人
(5) 須崎市	76人	76人	(22) いの町	105人	105人
(6) 宿毛市	74人(1)	73人	(23) 仁淀川町	50人(▲2)	52人
(7) 土佐清水市	75人	75人	(24) 中土佐町	38人	38人
(8) 四万十市	146人	146人	(25) 佐川町	51人	51人
(9) 香南市	119人(3)	116人	(26) 越知町	30人(▲2)	32人
(10) 香美市	127人	127人	(27) 檮原町	14人	14人
(11) 東洋町	13人	13人	(28) 日高村	24人	24人
(12) 奈半利町	14人	14人	(29) 津野町	27人	27人
(13) 田野町	12人	12人	(30) 四万十町	100人	100人
(14) 安田町	15人	15人	(31) 大月町	29人	29人
(15) 北川村	13人	13人	(32) 三原村	14人	14人
(16) 馬路村	9人	9人	(33) 黒潮町	56人(2)	54人
(17) 芸西村	19人	19人	合 計	1,744人(3)	1,741人

3 施行期日

令和4年12月1日

【改正の理由】都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行による都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正並びに都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第337号）の施行による都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正等により、災害危険区域等からの移転の目的で行う市街化調整区域内における開発行為について開発許可をすることができる基準が追加されたこと等を考慮し、当該基準の整備を行うこととし、併せて同令の引用規定の整理をしようとするもの

都市計画法改正概要

①災害ハザードエリアからの移転の促進

市街化調整区域内の災害レッドゾーンから、同一の市街化調整区域への移転が可能（法第34条第8号の2）

②災害ハザードエリアにおける開発の抑制

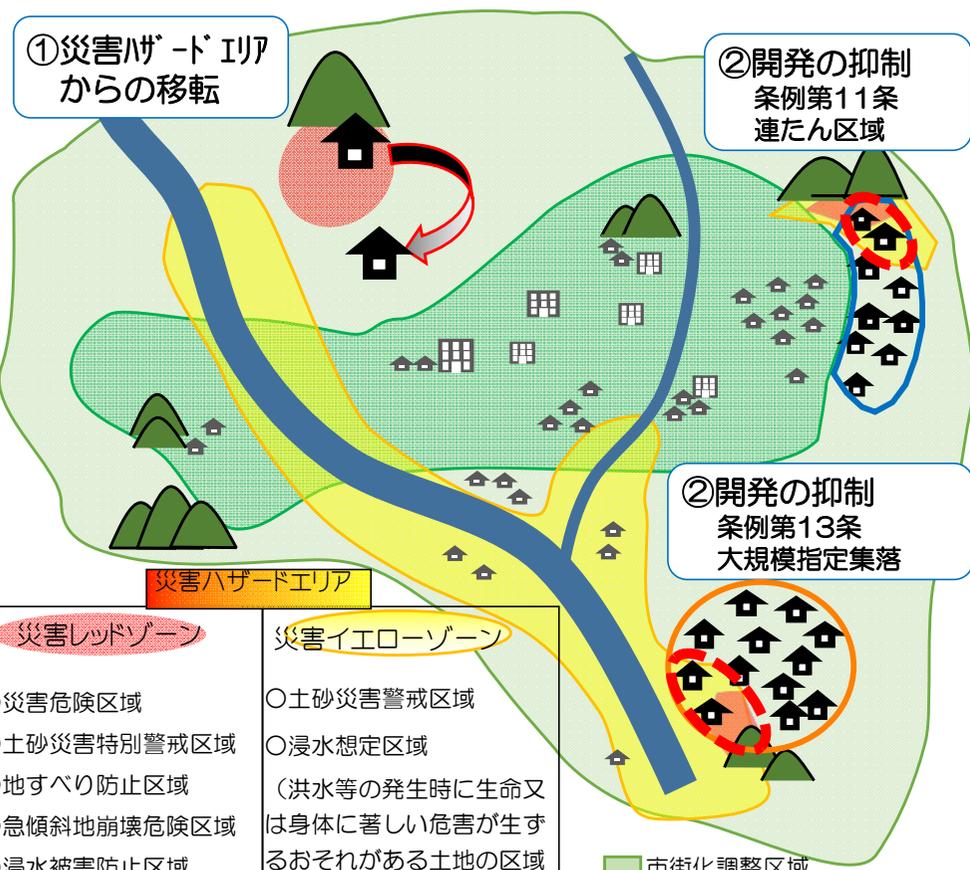
地方公共団体が条例により開発を特例的に認める区域から災害ハザードエリアを除外（法第34条第11号、第12号）

条例改正の内容

①災害ハザードエリアからの移転

②開発の抑制 条例第11条 連たん区域

②開発の抑制 条例第13条 大規模指定集落



①【災害ハザードエリアからの移転の促進】に伴う改正

開発許可基準の見直し（条例第13条第1号カ）

- ・現行条例第13条第8号「災害危険区域等に存する建築物を移転するための開発行為」について規定の整理
（これまでの基準と今回法律で規定された部分を照らし合わせ、法律の対象外となった条件のうち、引き続き許可すべき部分について今回条例に規定）

②【災害ハザードエリアにおける開発の抑制】に伴う改正

開発許可の基準の見直し（条例第11条、第13条）

- ・条例第11条で、開発行為の許可の対象となる土地の区域は災害ハザードエリアを含まないことを規定
- ・現行条例第13条各号の規定を整理し、災害ハザードエリアでの開発行為を制限することを規定

引用条項の条ずれの改正

政令第29条の7が新設されたことによる引用条項の条ずれの改正（条例第10条）

施行期日：公布の日

令和3年度高知県電気事業及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた利益の処分について、県議会の議決を求めるもの（平成23年度決算より）

◆未処分利益剰余金の推移

電気事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容			
		減債積立金	中小水力発電 開発改良積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
元	147,170,318	24,000,000	91,901,612	31,268,706	0
2	483,594,102	23,000,000	428,710,977	31,883,125	0
3	425,697,752	23,000,000	370,188,088	32,509,664	0

工業用水道事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容				
		減債積立金	建設改良積立金	借入金 償還積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
元	119,241,632	11,000,000	84,303,616	—	23,938,016	0
2	48,934,746	11,000,000	7,548,884	4,566,423	25,819,439	0
3	67,687,167	11,000,000	33,929,993	1,010,302	21,746,872	0

◆処分金額の決定方法

- (1) 資本金への組入れ
減債積立金を取崩して企業債を償還した場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合に、その使用相当額を資本金に組み入れる。
- (2) 減債積立金
企業債償還の財源に充てるための積立金。減債積立金計画に基づき積み立て。
- (3) 借入金償還積立金（工業用水道事業のみ）
電気事業からの借入金償還に充てるための積立金。
必要額に達するまで、香南工水の純利益を全額積み立て。
- (4) 翌年度繰越 ※R3年度はなし
次年度の損益収支予算が赤字見込みとなる場合に、資本金への組入れ及び積立計画に基づく減債積立金などの積み立てを行い、残額を繰越利益剰余金として翌年度に繰越。
- (5) 中小水力発電開発改良及び建設改良積立金
建設改良工事等に充てるための積立金。未処分利益剰余金から上記(1)～(4)を除いた残額を積み立て。

◆参考

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

令和4年度 9月補正予算（案）の概要



令和4年9月
高知県総務部財政課

令和4年度 9月補正予算(案)の概要

一般会計総額 18,739百万円
(債務負担行為額 1,358百万円)

- 国の交付金等を最大限活用し、原油価格や物価の高騰により影響を受けている事業者の支援を強化するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止の取組を推進
- あわせて、コロナ禍からの反転攻勢に向けた関西圏での外商拡大の取組を一層強化するとともに、連続テレビ小説『らんまん』の放送を契機とした観光振興の取組を推進

1. 原油価格・物価高騰対策

1,376百万円

- ◆肥料や飼料の価格高騰等の影響を受けている**農業者や畜産事業者を支援**
- ◆燃油価格高騰の影響を受けている**公共交通事業者や貨物運送事業者を支援**
- ◆電気料金等高騰の影響を受けている**医療施設や社会福祉施設を支援**

など

2. 感染予防・感染拡大防止

14,727百万円

- ◆入院病床や宿泊療養施設の確保など**医療提供体制を充実**
- ◆ワクチン接種体制の強化や診療・検査体制の確保など**感染拡大防止の取組を推進**

など

3. 経済の活性化

470百万円
(債務負担行為額 939百万円)

- ◆**関西圏における外商拡大の取組を一層強化**
- ◆**観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」の展開など観光振興の取組を推進**

など

※このほか、2,166百万円(債務負担行為額 419百万円)を計上

9月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 4 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	323,215,498	1,033,674	324,249,172	318,413,556	1.8
県 税	70,096,774		70,096,774	62,999,079	11.3
地方消費税清算金	33,755,092		33,755,092	32,152,088	5.0
地方譲与税	14,352,293		14,352,293	10,249,164	40.0
地方交付税等 ^(ア+イ)	183,094,000	37,044	183,131,044	201,247,000	△ 9.0
(うち地方交付税) ア	(176,289,000)	(37,044)	(176,326,044)	(179,629,000)	(△ 1.8)
(うち臨時財政対策債) イ	(6,805,000)		(6,805,000)	(21,618,000)	(△ 68.5)
財調基金取崩	9,873,309		9,873,309	634,662	1,455.7
その他	12,044,030	996,630	13,040,660	11,131,563	17.2
(2) 特 定 財 源	163,010,564	17,704,857	180,715,421	178,695,510	1.1
国庫支出金	89,950,138	16,588,463	106,538,601	103,368,169	3.1
県 債 工	47,198,000	911,000	48,109,000	44,989,000	6.9
(うち行政改革推進債・ 退職手当債) オ	(4,000,000)		(4,000,000)	(3,000,000)	(33.3)
減債基金(ルール外分)等 力	587,353		587,353	4,499,364	△ 86.9
その他	25,275,073	205,394	25,480,467	25,838,977	△ 1.4
総計 (1)+(2)	486,226,062	18,738,531	504,964,593	497,109,066	1.6

県債計 (イ+工:再掲)	54,003,000	911,000	54,914,000	66,607,000	△ 17.6
財源不足額 (ウ+イ+力:再掲)	14,460,662		14,460,662	8,134,026	77.8

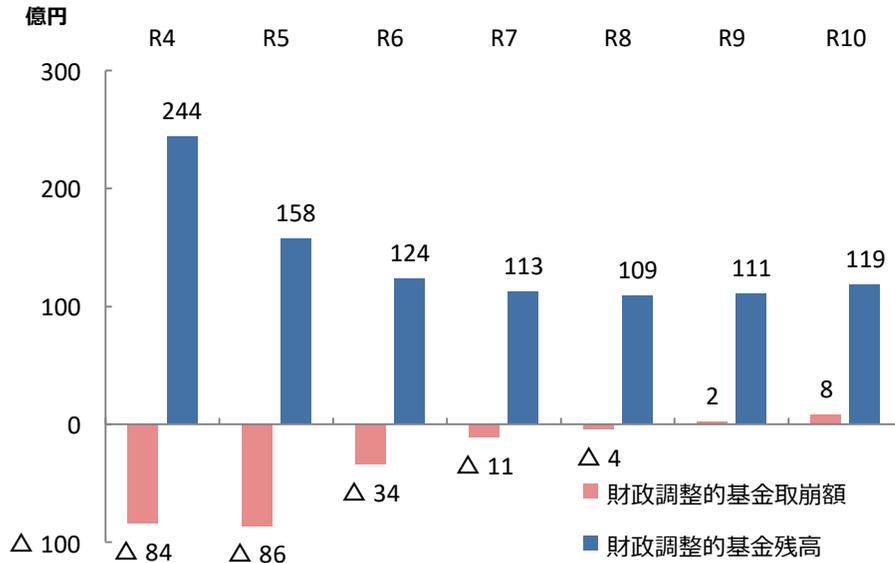
歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 4 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	391,429,168	16,666,338	408,095,506	401,078,585	1.7
人 件 費	113,130,941	2,012	113,132,953	116,282,456	△ 2.7
(うち退職手当を除く)	(100,572,663)	(2,012)	(100,574,675)	(102,429,500)	(△ 1.8)
扶 助 費	12,672,003	484,292	13,156,295	12,483,328	5.4
公 債 費	65,125,894		65,125,894	64,203,009	1.4
そ の 他	200,500,330	16,180,034	216,680,364	208,109,792	4.1
(2) 投 資 的 経 費	94,796,894	2,072,193	96,869,087	96,030,481	0.9
普通建設事業費	88,480,011	1,883,332	90,363,343	89,367,887	1.1
補助事業費	57,013,596	1,697,285	58,710,881	60,886,363	△ 3.6
単独事業費	31,466,415	186,047	31,652,462	28,481,524	11.1
災害復旧事業費	6,316,883	188,861	6,505,744	6,662,594	△ 2.4
総計 (1)+(2)	486,226,062	18,738,531	504,964,593	497,109,066	1.6

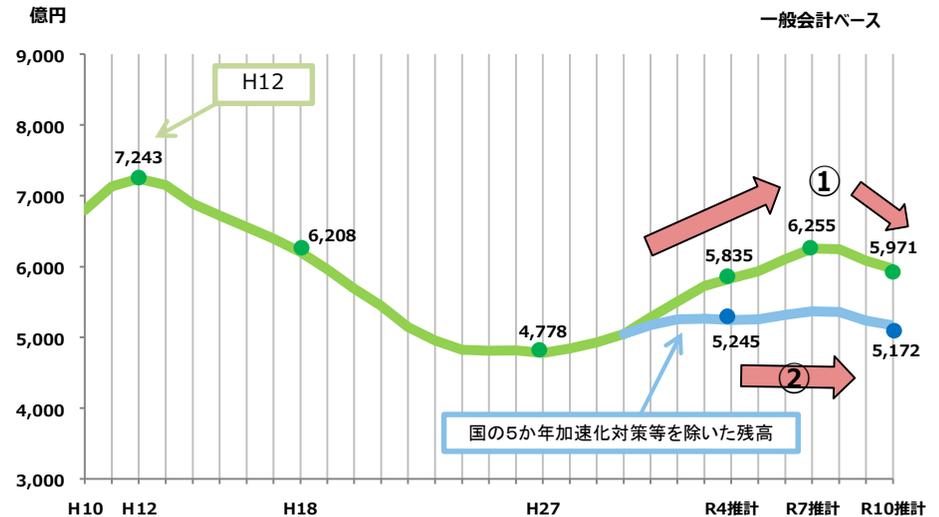
今後の財政収支の見通しについて

令和10年度までの財政収支の見通し



⇒ 安定的な財政運営に一定の見通し

令和10年度までの県債残高（臨財債除く）の見通し



- ⇒ ① 国の5か年加速化対策の最終年であるR7年度にかけて増加。以降は、逡減傾向に
 ② 5か年加速化対策等除きでは、横ばいで推移

中長期推計のポイント

- 1 今後の大規模事業等に必要経費を見込んでなお、財政調整的基金の残高の確保が図られ、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができている。
- 2 県債残高は、国の3か年緊急対策・5か年加速化対策の活用等により増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の加速化対策分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込み。
- 3 本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるため、引き続き、国に対して積極的な提案を実施。また、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、事務事業のスクラップアンドビルドやデジタル化の推進を徹底し、施策の有効性や効率性を高めていく必要。

－ 主要な事業の概要 －

○原油価格・物価高騰対策

- ・ 事業者への支援（農業者等、公共交通事業者、医療施設・社会福祉施設等） P6~7

○感染予防・感染拡大防止

- ・ 病床等確保、ワクチン個別接種等の促進 P8
- ・ 検査・診療体制の確保 P9

○経済の活性化

- ・ 関西圏における外商強化 P10
- ・ 連続テレビ小説の放送を契機とした観光振興 P11

○その他の主な事業

P12

6月補正における農業・林業・水産事業者への支援に加え、肥料や飼料の価格高騰等の影響を受けている農業者や畜産事業者を支援するため、肥料・配合飼料の購入経費の支援や環境測定装置の無償貸与を実施

農業者への支援 239,716千円

畜産事業者への支援 114,801千円

新 ①肥料高騰緊急対策事業費補助金 188,216千円

[環境農業推進課]

肥料使用量の低減に取り組む農業者に対して、国の補助制度（肥料コスト増加分の7/10を補助）に合わせて、肥料購入費の一部を補助

補助先：農業者団体
補助率：定額（肥料コスト増加分の1/10）
※秋肥分（令和4年6月～10月）の購入経費が対象
※肥料コスト増加分は肥料使用量1割削減を想定して算出



新 ②データ駆動型農業推進緊急対策事業費補助金 51,500千円

[農業イノベーション推進課]

燃油等の価格高騰下における農業者の経営安定を図るため、農業者団体が産地に対して、無償貸与するための環境測定装置購入費等を補助

補助先：農業者団体
補助率：定額（環境測定装置（10台×20産地分）及び通信費）



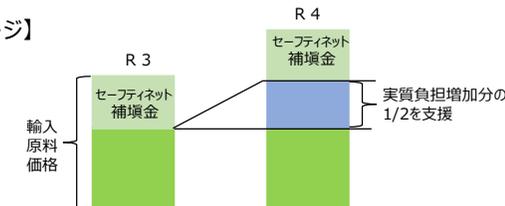
新 ①配合飼料高騰激変緩和対策事業委託料 82,050千円

[畜産振興課]

畜産事業者に対して、国のセーフティネットでは補填しきれていない実質負担増加分の一部を支援

委託先：（一社）高知県配合飼料価格安定基金協会等
事業内容：輸入原料価格のうち実質負担増加分の1/2（上限4千円/t）を支援
※令和4年7月～12月の配合飼料購入分が対象

【支援イメージ】



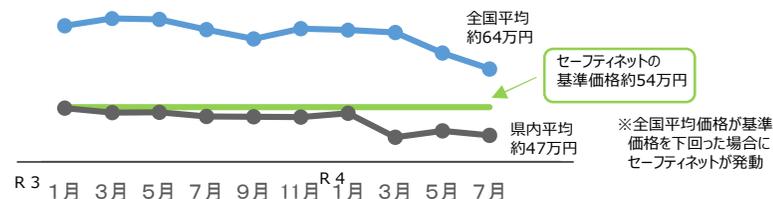
新 ②土佐和牛繁殖経営安定緊急対策事業委託料 32,751千円

[畜産振興課]

肉用子牛の価格下落による影響を受けている土佐和牛繁殖農家に対して、補填金を交付

委託先：（一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会
事業内容：肉用子牛1頭につき70千円を交付
※県内家畜市場で令和4年7月～令和5年1月に販売された肉用子牛が対象

【肉用子牛価格】



原油価格・物価高騰の影響を受けている公共交通事業者・貨物運送事業者等への支援を行うとともに、医療施設や社会福祉施設の継続的なサービスの提供に向けた支援を実施

公共交通事業者等への支援 226,910千円

医療施設や社会福祉施設への支援

新 ①中山間地域物流支援事業費補助金 18,000千円 [鳥獣対策課]

中山間地域の共同物流の仕組みを維持するため、事業者の車両更新費を支援

補助先：(株)共同配送こうち
補助率：1/2以内

拡 ②広報推進事業委託料 108,029千円 [交通運輸政策課]

貨物運送事業者の車両（トラック等）を活用し、観光博覧会の広報を実施

委託先：(一社)高知県トラック協会等
対象：貨物運送事業者が保有する車両（1台20千円、上限台数あり）

拡 ③バス運行対策費補助金 27,727千円

④安全安心の施設整備事業費補助金 23,494千円 [交通運輸政策課]

利用者が減少している公共交通の路線維持を図るため、沿線市町と協調し、路線バスの運行経費及び軌道線路設備の更新等を補助

＜バス運行対策補助金＞

補助先：路線バス事業者（とさでん交通(株)、JR四国バス(株)）
補助率：補助路線のバス運行経費のうち、事業者負担分の1/2以内



＜安全安心の施設整備事業費補助金＞

補助先：軌道事業者（とさでん交通(株)）
補助率：線路整備の更新等に要する事業者負担分の1/2以内



新 ⑤第三セクター鉄道維持対策事業費補助金 49,660千円 [交通運輸政策課]

利用者が減少している鉄道の路線維持を図るため、関係市町村と協調し、運行の安全確保のために必要な修繕費を補助

補助先：土佐くろしお鉄道(株)
補助率：「中村・宿毛線」の安全確保に必要な修繕費の1/2以内

新 物価高騰緊急対策給付金 490,017千円 [医療政策課・長寿社会課ほか]

医療や福祉サービスの提供を継続するため、国が光熱費等高騰分の経費を公定価格に反映するまでの緊急的な措置として、施設規模等に応じて給付金を支給

＜医療施設等＞ ※県が開設許可等を行う民間施設が対象

補助内容：病院（800千円＋病床数×10千円）
有床診療所（800千円）
無床診療所（医科・歯科：訪問診療あり150千円、訪問診療なし100千円）
薬局（治療薬配達あり100千円、治療薬配達なし50千円）
訪問看護ステーション（250千円）
助産所（50千円）、あはき・柔道整備（30千円）

＜社会福祉施設等（介護、障害、児童）＞ ※県が指定を行う民間施設等が対象

補助内容：介護サービス事業所等（通所系・訪問系100千円、入所系150～350千円）
障害福祉サービス事業所（通所系・相談系100千円、入所系150～350千円）
児童福祉施設等（訪問系100千円、入所系150千円～250千円）
里親（20千円/世帯）

中小企業等への支援

拡 融資枠の拡充 ＜既計上予算対応＞ [経営支援課]

原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者の資金繰りの円滑化と経営改善に向けた取組を支援するため、「伴走支援型特別保証融資」の融資枠を拡充

融資枠：44億円→100億円（R4.8.5～）
申込受付期間：令和5年3月31日まで



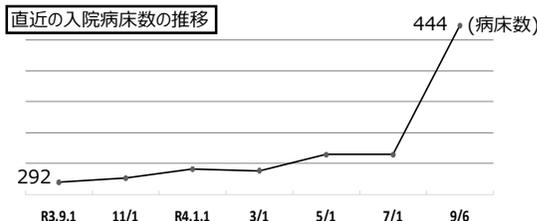
新型コロナウイルス感染拡大に備え、医療提供体制の充実を図るとともに、感染拡大防止対策の取組を推進

病床・宿泊療養施設の確保等 11,964,632千円

拡 ① 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 11,297,120千円 [医療政策課]

新型コロナウイルス感染拡大に備え、患者の入院病床(11月～3月分)を確保

補助先：医療機関
補助率：10/10



拡 ② 宿泊療養施設運営委託料 582,075千円 [健康対策課]

宿泊療養施設(11月～3月分)の確保及び運営を実施

事業内容：宿泊療養施設の運営等

【参考】9/12時点：5施設 206室

拡 ③ 自宅療養者等生活物資支援事業委託料 49,437千円 [健康対策課]

自宅療養者等への生活物資支援(11月～3月分)を実施

事業内容：自宅療養者への食品及び日用品の支給等
(3,000セット分を用意)

拡 ④ 検査協力医療機関協力金 36,000千円 [健康対策課]

年末年始の期間中に、新型コロナウイルス感染症の疑い患者等の診療及び検体採取を実施する検査協力医療機関に対して協力金を支給

補助先：医療機関
補助上限：1医療機関あたり300千円/日

ワクチン個別接種の促進

拡 新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金 308,745千円 [健康対策課]

医療従事者及び高齢者施設等従事者などを対象とする4回目のワクチン接種等を促進するため、医療機関に対して接種回数に応じた支援を実施

補助先：医療機関
補助率：定額（接種回数に応じて一定額（2,000円/回などを支給））

【4回目ワクチン接種の対象者】※60歳以上の方、基礎疾患を有する方は6月補正予算で対応済

- ・医療従事者
- ・高齢者施設等従事者

【秋以降のオミクロン株対応ワクチンの追加接種対象者】

- ・12歳以上の2回目接種完了者全員

【小児ワクチンの3回目接種対象者】

- ・5～11歳の2回目接種完了者全員



サービス提供体制の確保

拡 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金 62,163千円 [長寿社会課]

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービスの継続を図るため、緊急時の介護人材の確保など通常想定されないかかり増し費用等を支援

補助先：社会福祉法人等
補助内容：①緊急時の介護人材確保に係る費用（緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当等）
②職場環境の復旧・改善に係る費用（施設等の消毒、清掃費用等）
③感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用

重症化リスクが低く症状が軽い方について、オンラインによる陽性の確定診断などを行うとともに、国から全国一律の全数把握の見直しの方針が示されたことを受け、発生届対象外の方の相談・支援を行う体制を整備

8月19日から開始

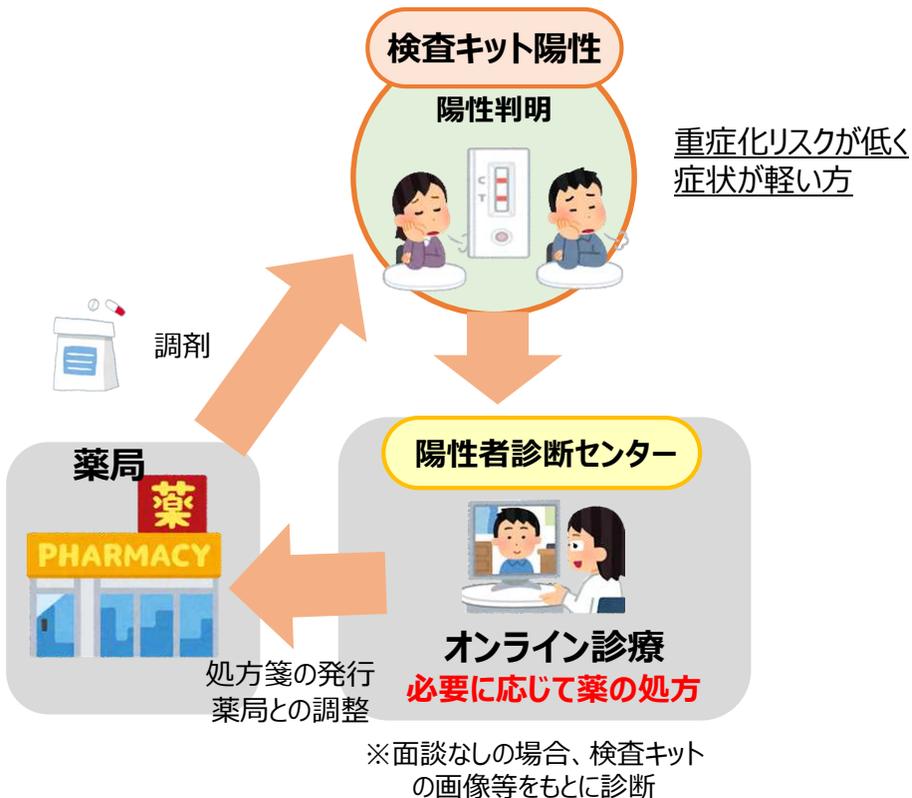
9月26日から開始予定

①陽性者診断センター運営委託料 245,765千円

[健康対策課]

検査キットにより陽性となった方（重症化リスクが低く、症状が軽い方）の確定診断等を行う「陽性者診断センター」(11月～3月分)を運営

事業内容：オンライン等による陽性の確定診断の実施、処方箋の発行及び調剤薬局の調整
※感染拡大期は1日最大400名の診断が可能

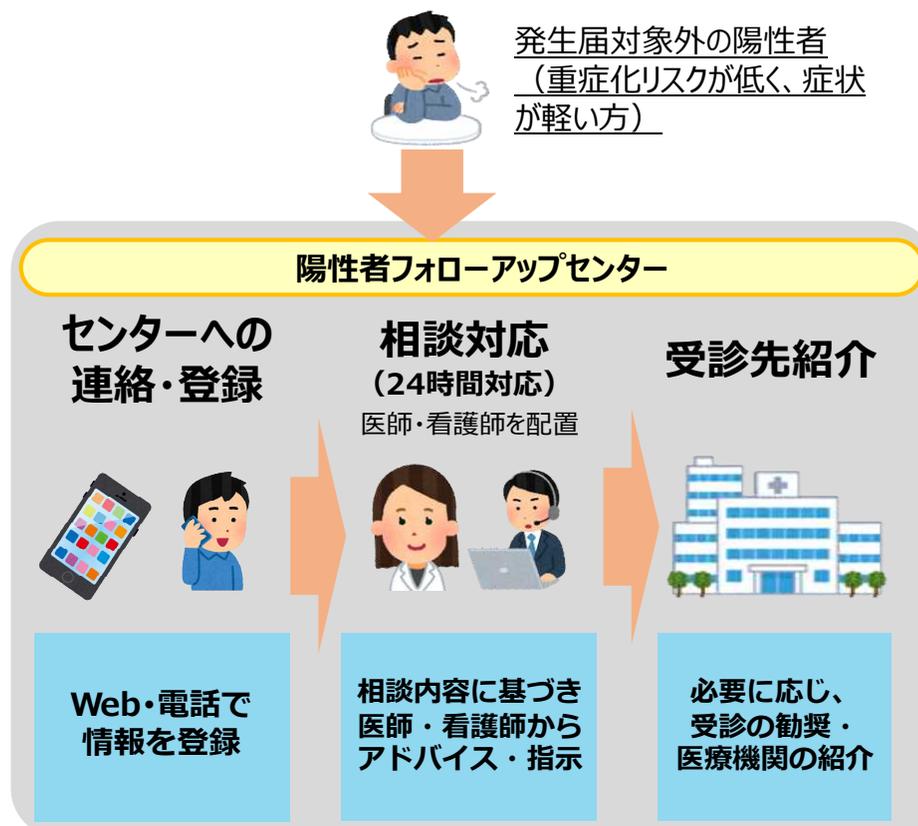


②陽性者フォローアップセンター運営委託料 358,932千円

[健康対策課]

発生届対象外の陽性者（重症化リスクが低く、症状が軽い方）からの相談などに対応する「陽性者フォローアップセンター」(11月～3月分)を運営

事業内容：24時間体制での相談対応、必要に応じて医療機関との受診調整など
※感染拡大期は1日最大1,000名の相談対応が可能



観光客の誘致や県産品のさらなる販売拡大に向けて、関西圏でのプロモーション及び外商活動を強化

プロモーション

拡 高知家プロモーション事業委託料 22,216千円

[地産地消・外商課]

観光客の誘致や県産品の外商拡大などにつなげるため、本県の認知度向上やファンの獲得に向けた関西圏でのプロモーション活動を強化

事業内容：関西戦略で強化する各分野の外商活動と合わせて、著名人を活用したWeb広告や屋外広告を一定期間集中的に展開

Point①

旬の高知食材が多く、フェアやイベントが集中する11月の2週間、各分野の外商活動のプロモーションを一体的に展開

Point②

関西圏で知名度の高い著名人を起用することで、関西圏での訴求力を高め、メディアを通じた露出を拡大



農業・水産業分野

拡 ①園芸品販売拡大協議会負担金 8,000千円

[農産物マーケティング戦略課]

拡 ②水産物外商活動支援事業委託料 10,086千円

[水産業振興課]

関西圏でのさらなる外商拡大を図るため、県産農水産物等のフェアや産地見学会等を拡充

<農業>

負担先：高知県園芸品販売拡大協議会

事業内容：高知フェアの開催回数の増、バイヤー等招へい人数の増
関西向けレシピ開発、オンライン料理教室の開催等

<水産業>

事業内容：「高知家の魚応援の店」での高知フェアの開催店舗数の増
産地見学会の実施回数の増

林業分野

新 関西地区土佐材販路拡大事業委託料

10,743千円 [木材産業振興課]

関西圏への土佐材出荷量の拡大を図るため、内装のデザイナー・プランナー等向けのイベントを開催

委託先：(一社) 高知県木材協会

新 大阪・関西万博県産材活用事業費補助金

900千円 [木材産業振興課]

大阪・関西万博への県産材活用を目指し、県外集成材メーカー等への輸送費を補助

補助先：土佐材流通促進協議会

補助率：定額(4,500円/㎡)

商工業分野

拡 見本市出展業務委託料

【債務負担(R4~R5) 5,800千円】

[工業振興課]

関西圏でのさらなる外商拡大を図るため、大阪・関西万博と連携した新たな大規模見本市に出展

委託先：(公財) 高知県産業振興センター
事業内容：「未来モノづくり国際EXPO」への出展



「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」の開催により、全国からの誘客を図るとともに各地域での周遊や滞在促進につなげる

プロモーション等の展開

牧野植物園における受入体制等の整備

拡 博覧会推進事業費補助金 17,996千円
【債務負担 (R4～R5) 345,144千円】
[観光政策課]

拡 観光振興推進事業費補助金 99,550千円
【債務負担 (R4～R6) 442,024千円】
[観光政策課]

拡 受入体制強化のための増員 3,787千円
[自然共生課]

全国メディア等とのタイアップや各種広告、主要エリアでの混雑対策の実施等に係る費用を補助

「こうち旅広場」の観光案内機能強化や、MY遊バスの増便に係る費用などを支援

窓口インフォメーションや園内ガイド・広報スタッフを6名増員し、受入体制を強化

補助先：連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会

補助先：(公財) 高知県観光コンベンション協会

拡 園内設備等の整備 53,986千円
[自然共生課]

- 平日6便⇒9便/日
- 土日祝9便⇒12便/日

- ①安全対策のための修繕工事
 - ・老朽化した本館のウッドデッキや夜間照明等の修繕を実施
- ②新研究棟の整備工事
 - ・ドラフトチャンバー（実験に必要な有害物質の排気装置）の設置等
- ③参道周辺の整備
 - ・牧野植物園に隣接する参道周辺の樹木剪定等を実施

Point

- ドラマの放送開始に向け、プロモーションを本格的に展開し、全国からの誘客を図る
- 市町村と連携した混雑対策等を講じ、地域での滞在促進や観光消費の拡大を図る

Point

- 「こうち旅広場」における情報発信を強化するとともに、おもてなしスペースを新設する
- 博覧会のメインエリアの一つである五台山～桂浜周辺での二次交通の充実を図る

<取組例：広報>

- テレビ等広報／雑誌・Web等広報
GWや夏休み前など観光客の旅行決定のサイクル等を踏まえた戦略的プロモーションを展開
- 特設Webサイト構築・運用

<取組例：渋滞対策>

- GW期間の五台山～桂浜エリアにおける渋滞対策
- 佐川町・越知町における渋滞対策
(臨時駐車場・シャトルバスの運行)



その他の主な事業

拡 ① 高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金 28,515千円
【債務負担 (R4~R5) 66,536千円】
[私学・大学支援課]

高知工科大学新学群（データ&イノベーション学群）の新棟を永国寺キャンパスに整備するための基本設計・実施設計に係る費用を補助

補助先：高知県公立大学法人

新 ② 五台山公園整備事業費
【債務負担 (R4~R6) 144,900千円】
[公園下水道課]

Park-PFI制度を活用し、公募により決定した民間事業者が行う展望施設の整備とあわせて、県が民間資金を活用し園路等を整備

新 ③ ヤ・シパークの活性化に向けた施設整備 19,779千円
[港湾・海岸課]

ユニバーサルデザインを導入した案内施設等の設計や、ピクニックサイトへの開閉式屋根の整備を実施

新 ④ 国際チャーター便受入体制強化事業費補助金 37,394千円
[交通運輸政策課]

国際チャーター便受入のため、高知龍馬空港における地上支援業務を支援

補助先：地上支援業務実施事業者

新 ⑤ 観光振興推進事業費補助金 112,999千円
[観光政策課]

(1) 高知龍馬空港発着の国際チャーター便を誘致するため、航空会社への運航支援・旅行会社の旅行商品への支援等を実施

(2) 四国内空港発着の国際チャーター便利用者を本県へ誘客するため、旅行会社の旅行商品への支援等を実施

補助先：（公財）高知県観光コンベンション協会

新 ⑥ C L T 普及推進事業委託料等 11,800千円
[木材産業振興課]

地震関連シンポジウム等でのC L T簡易住宅の展示等を実施

拡 ⑦ 県有施設における電気料金高騰への対応 297,377千円
[高等学校課ほか]

県立学校や県有施設（本庁舎・警察署等）の電気使用料を増額

拡 ⑧ 公共施設等のインフラ整備の加速 1,676,641千円
[河川課ほか]

公共事業費に係る国費の内示増に伴い、インフラ整備を加速

(1) 河川事業 67,063

・ 下田川（南国市稲生）ほか5箇所

(2) 砂防事業 32,598

・ 高知市菜切 ほか1箇所

(3) 都市計画事業 418,143

・ 旭駅城山町線（高知市旭町）ほか3路線

(4) 港湾・海岸事業 979,650

・ 高知港 ほか10箇所

(5) 魚礁・漁港事業 179,187

・ 芸東沖黒潮牧場15号、春野漁港



【港湾事業】
高知港

拡 ⑨ 漁港施設災害復旧事業費等 188,861千円
[漁港漁場課ほか]

台風4号により被害が発生した漁港施設等の復旧工事を実施

新 【電気事業会計】海洋温度差発電可能性調査等委託業務
【債務負担 (R4~R5) 14,333千円】
[電気工水課]

本県の自然資源を活用した新たな再生可能エネルギーの導入を促進するため、室戸海洋深層水による温度差発電の可能性等を調査